

しまね県産木材の利用促進に関する基本方針

第1 趣旨

この基本方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第8条第1項の規定に基づき、公共建築物等における木材の利用の促進の意義、公共建築物等における県産木材利用の目標、県産木材の利用を推進すべき公共建築物等、県産木材の利用促進に向けた取り組み、その他県産木材の利用を推進する上で必要な事項を定める。

第2 公共建築物等における木材の利用の促進の意義

県や市町村が、公共建築物等において率先して木材を利用することにより、森林の保全と木材の利用の両立を推進するとともに、その効果に関する県民の理解を深める。

1 木材利用そのものの効果

公共建築物等は、広く県民一般の利用に供されるものであり、県や市町村による率先した木材の利用、あるいは取り組み状況や効果等の積極的な情報発信により、県民に対して木と触れ合い木の良さを実感する機会、木材の特性、木材利用がもたらす効果を幅広く提供することができる。

また、公共建築物等において木材の利用を進めることで、木材の需要を創出する直接的な効果はもとより、住宅等の一般建築物における木材の利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料としての木材の利用の拡大といった波及効果も期待できる。

2 森林の整備、地域経済・雇用の面での効果

木材の需要を拡大することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域の経済の活性化と雇用の創出を図ることができる。

第3 公共建築物等における県産木材利用の目標

非木造化を指向してきた過去の考え方を抜本的に転換し、次に掲げる目標に沿って県産木材の利用促進を図るものとする。

- (1) 公共建築物の新築・増築又は改築を行う場合、高さ13m以下かつ軒高9m以下で、延べ面積3,000m²以下の施設は、原則、県産木材を使った木造化を図る。

なお、平成26年6月4日に木造建築関係基準の見直しを含む建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号）が公布され、平成27年6月1日に施行された。これにより、3階建ての木造の学校や延べ面積3,000m²を超える木造建築物等について、一定の防火措置を行うことで主要構造部の木材を防火被覆せずに見せながら使える準耐火構造等での建築が可能となったことから、当該基準の見直しに係る公共建築物についても、原則、木造化を図る。

また、全ての施設において、内装等に積極的に県産木材を使った木質化を図る。

- (2) 公共土木工事においては、木の持つ特性に留意し、積極的に県産木材を活用する。
- (3) その他、調達する物品については、木製品が環境にやさしい自然素材であることから、県産木材を使った物品を積極的に利用する。

(4) さらに、県産木材の利用に対する県民の理解を深めるとともに、経済波及効果を高めるため、民間事業者が整備する公共建築物に準ずる施設、住宅、店舗、事務所等の施設においても、県産木材の積極的な利用を促進する。

第4 県産木材の利用を推進すべき公共建築物等

県産木材の利用を推進すべき具体的な公共建築物等は、以下のような建築物等とし、あらゆる分野での県産木材の利用に努める。

- 1 県及び市町村が整備する公共の用又は公用に供する建築物
- 2 民間事業者が整備する次の建築物
 - (1) 学校
 - (2) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する社会福祉施設
 - (3) 病院又は診療所
 - (4) 体育館、水泳場その他これらに類する運動施設
 - (5) 図書館、青年の家その他これらに類する社会教育施設
 - (6) 車両の停車場、船舶・航空機の発着場で旅客の乗降・待合の用に供する施設
 - (7) 住宅、店舗、事務所等の一般建築物
 - (8) 上記の施設等に付随する外構工事、工作物等
- 3 県及び市町村が整備する道路、河川、砂防、治山、公園、農業農村、漁場の公共工事における土木構造物
- 4 机や書棚等の備品、消耗品

第5 県産木材の利用促進に向けた取り組み

1 県及び市町村の取り組み

県は率先して公共建築物等における木材の利用に努めるとともに、市町村と相互に連携し、民間団体その他の関係者の協力も得つつ、県産木材の利用の促進に関する施策の効果的な推進を図る。

- (1) 木材の利用の促進の方針及び計画の策定（県、市町村）
- (2) 木材利用を担う公共建築物の設計者や木材加工技術者その他人材の育成（県）
- (3) 木材の供給体制の整備（県、市町村）
- (4) 木材の利用の具体的な事例や建築コスト、木材の調達方法等に関する情報の収集・分析・提供など（県、市町村）
- (5) 木材の特性やその利用の促進の意義についての県民理解の醸成（県、市町村）
- (6) 木材の性能・品質・工法に関する試験研究（県）
- (7) 試験研究成果の普及指導と先進事例に関する情報提供（県）

2 関係者の適切な役割分担と関係者相互の連携した取り組み

建築物を整備しようとする民間事業者、建築士、建設業者、林業事業体、木材加工業者その他の関係者は、本方針又は市町村方針を踏まえ、県又は市町村が実施する施策に協力するとともに、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 公共建築物等における木材の利用の意義等についての理解を深めるとともに、積極的に木材を利用するよう努める（建築物を整備しようとする民間事業者、建築士、建設業者）

(2) 県や市町村、建築物を整備しようとする民間事業者のニーズを的確に把握するとともに、そのニーズに対応した木材の供給及びその品質、価格等に関する正確な情報を提供するなど、木材の具体的な利用方法の提案等に努める（林業事業体、木材加工業者その他の関係者）

第6 その他県産木材の利用を推進する上で必要な事項

1 相談窓口等の設置

公共建築物等における県産木材の利用促進とともに、民間事業者が整備する公共性の高い施設、住宅、店舗、事務所等の施設においても県産木材の積極的な利用を促進するため、県、木材業界、建築業界が連携し、県産木材の利用と供給に関する相談窓口を設置する。

また、しまねの木の家づくりの普及並びに木材利用のノウハウ、情報等を積極的に普及するなど県産木材の利用促進に向けた取り組みを行う。

2 県産木材の認証制度の普及と利用促進制度の検討

しまねの木の認証制度とCO₂固定量の証明制度の普及を図るなど、県民の県産木材の利用促進に向けた取り組みを行う。

3 合法伐採木材の流通及び利用の促進

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号)の趣旨を踏まえ、しまねの木の認証制度等の合法伐採木材の利用に努める。

4 新たな木質部材の活用

木造化・木質化の拡大及び県産木材の利用拡大を図るため、県内企業が開発・製造した新たな木質部材の活用に努める。

5 県産木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

公共建築物等における木材の利用の促進に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮と木材の安定的な供給とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進するため、無秩序な伐採を防止するとともに的確な再造林を確保するなど木材供給及び利用と森林の適正な整備の両立に努める。

附 則

この基本方針は、平成22年12月28日より施行する。

附 則

この基本方針は、平成31年4月1日より施行する。